

避難所運営マニュアル（案）に対する意見及び町の考え方について

意見内容	町の考え方
<p>共助は、一人暮らし、高齢者家族をどのように連絡するか、避難所へ誘導するかが問題だと思う。</p> <p>（沢木を例にすると、若い人達は消防団に入っていて災害の時はあまり個々の要請には応じられないのではないかと思います。）</p>	<p>町として避難が必要と判断した場合は、防災行政無線、町ホームページ、自治会長や消防団への連絡などで、避難情報をお知らせします。</p> <p>一人暮らし、高齢者家族の避難所への誘導は、町としても可能な限り、安否確認を行います。地域においても隣近所などで助け合うか、町が作成している避難行動要支援者名簿により自治会で対象者を把握していただき、その対象者はどのような支援が必要かを事前に確認していただくことが重要と考えています。</p> <p>消防団員は、災害時において要請に応じられないこともあることは承知しており、町も公助の部分で避難連絡及び避難所への誘導の対応等を考えますが、共助の部分として自治会でも話し合っていたきたいと考えています。</p>
<p>徒歩の人はこの場所で、車での人はこの避難所、との区別はできないのか。</p> <p>対応する職員が分散する事によって十分な機能ができなくなることはあるか。</p>	<p>沢木地区の避難所は、沢木小学校と沢木住民センター（つどーれ）の2箇所を指定緊急避難場所、指定避難所としています。徒歩と車で避難所を区別していませんが、沢木小学校を避難場所や指定避難所として使用する場合は、インフルエンザ罹患者など、ほかの避難者と区別する必要がある場合（教室等を使用するため）、沢木住民センター（つどーれ）において収容できる人数を超える場合などを想定しています。</p> <p>役場職員が分散する事によって十分な機能ができなくなることはないように努めますが、被害状況によっては、職員が対応できない場合もあり得ます。今後、沢木自治会と車両スペースにふさわしい場所を協議するとともに、公助として沢木小学校又は沢木住民センター（つどーれ）を使用するかを適切に見極め判断したいと考えております。</p>

（住民生活課住民活動係）